

第80回 定時株主総会 招集ご通知

2024年10月1日から2025年9月30日まで

日時 2025年12月19日（金曜日）午前10時

場所 東京都品川区西五反田八丁目4番13号
五反田JPビルディング3階 シティホール＆ギャラリー五反田
(会場が昨年と異なりますのでご注意ください。)

決議事項	第1号議案	定款一部変更の件
	第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
	第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
	第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
	第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
	第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額決定の件

インターネット又は書面による議決権行使期限

2025年12月18日（木曜日）午後5時まで



上記行使期限までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

インターネットによって議決権行使くださいました株主の皆様のうち、抽選で100名様に図書カード1,000円分を後日進呈いたします。

詳しくは同封のご案内チラシをご覧ください。



トップメッセージ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、ありがとうございます。

当社第80回定時株主総会の招集手続きが整いましたので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

株式会社学研ホールディングス
代表取締役社長 宮原 博昭



Gakken

「戦後の復興は、教育をおいてほかにない」

学研の歴史は、創業者古岡秀人の社会課題解決への強い信念から始まりました。

その信念は今も、私たち一人ひとりに受け継がれています。

学研グループの羅針盤

理念

私たち学研グループはすべての人が心ゆたかに生きることを願い
今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します

Aspiration

人の可能性をどこまでも追求する会社へ

Gakken
initial
頭文字Values

Growth 人と社会の持続的な成長に貢献しよう
Action 新しいきっかけを生み出す行動を起こそう
Knowledge 誰よりも学び、率先して知識を還元しよう
Kindness お客様や、共に働く仲間に優しさと思いやりを示そう
Enjoy 誰かを楽しませるためには、まず自分が楽しもう
New Stage ボーダレスに思考し、活躍の場を世界に拡げよう

Message

今日、いくつ挑戦した?
Gakken

目次

P.02 招集ご通知

P.47 連結計算書類

P.06 株主総会参考書類

P.49 計算書類

P.26 事業報告

P.51 監査報告書

招集ご通知

株主各位

証券コード：9470
2025年12月3日
(電子提供措置の開始日2025年11月27日)

東京都品川区西五反田二丁目11番8号
株式会社学研ホールディングス
代表取締役社長 宮原 博昭

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第80回定時株主総会招集ご通知」及び「第80回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

□ 当社ウェブサイト

<https://www.gakken.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



□ 東証ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「学研ホールディングス」又は「証券コード」に当社証券コード「9470」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により事前に議決権を行使することができますので、**2025年12月18日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時	2025年12月19日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都品川区西五反田八丁目4番13号 五反田JPビルディング3階 シティホール＆ギャラリー五反田 ※会場が昨年の定時株主総会とは異なっております。ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3 目的事項	報告事項 1. 第80期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第80期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定及び取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載してお知らせいたします。

◎電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の整備運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

当日ご出席される場合



株主総会へのご出席による議決権の行使

議決権行使書用紙（ご捺印不要）を会場受付にてご提出ください。

日 時

2025年12月19日（金曜日）午前10時

場 所

東京都品川区西五反田八丁目4番13号

五反田JPビルディング3階 シティホール&ギャラリー五反田

当日ご出席されない場合



インターネットによる 議決権の行使

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後5時まで



書面の郵送による 議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）
午後5時到着分まで

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料等）は株主様のご負担となります。
- ② インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

＜事前質問受付のご案内＞

本株主総会の目的事項に関するご質問を以下のウェブサイトより事前にお受けいたします。

■ 受付期間 2025年11月27日（木曜日）～12月17日（水曜日）午後5時

■ 受付サイト <https://www.gakken.co.jp/ja/ir/question.html>

※株主の皆様の関心が高いと思われる議案に関連する事項につきましては、本株主総会で回答するとともに、当社IRサイトにて掲載させていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社
デンソーウェーブの登録
商標です。

- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



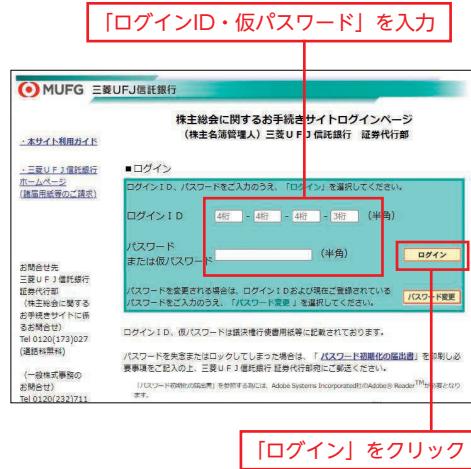
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



- 1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作
方法などがご不明な場合は、右記に
お問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

※当社は、議決権行使環境の向上を目的として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 自然災害や感染症などの不測の事態等を踏まえた柔軟な株主総会運営を図るため、現行定款第14条（開催場所）を削除するものであります。
- (3) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを可能とするために、取締役会の決議によって取締役の責任を法令の定める範囲で免除することができる旨の規定を新設し、あわせて業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を変更案第28条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <u>(削 除)</u> (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

株主総会参考書類

現行定款	変更案
第2章 株式 <p>第6条～第8条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第9条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 (条文省略)</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	第2章 株式 <p>第6条～第8条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 3 (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
第3章 株主総会 <p>第11条～第13条 (条文省略) (開催場所) 第14条 株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 (条文省略) 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p>	第3章 株主総会 <p>第11条～第13条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 (現行どおり) 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p>
第4章 取締役及び取締役会 <p>(員数) 第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。 (新設)</p>	第4章 取締役及び取締役会 <p>(員数) 第18条 当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、15名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第22条</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができ取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 (新 設)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(員数)</u> 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任の方法)</u> 第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u> 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のために選任された監査役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日から3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(決議の方法)</u> 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役) 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会規則) 第35条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u>	(削除)
(報酬等) 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(社外監査役との責任限定契約) 第37条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(招集通知) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日から3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(決議の方法) 第30条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(常勤監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。
第6章 計 算 <u>第38条～第41条</u> (条文省略)	第6章 計 算 <u>第33条～第36条</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（12名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位・担当		取締役会への出席状況
1	みや	はら	ひろ	あき	宮 原 博 昭	再任	100% (13回中13回)
2	こ	ばや	かわ	ひとし	小 早 川 仁	再任	100% (13回中13回)
3	やま	もと	のり	お	山 本 教 雄	再任	100% (13回中13回)
4	ほそ	や	ひと	し	細 谷 仁 詩	再任	100% (13回中13回)
5	もも	た	けん	じ	百 田 順 児	再任	100% (13回中13回)
6	やま	だ	のり	あき	山 田 徳 昭	再任	100% (13回中13回)
7	い	よく	み	わ	伊 能 美和子	再任	100% (13回中13回)

- (注) 1. 当社における地位・担当は、本総会時のものです。
2. 取締役会への出席状況は、当事業年度に開催された取締役会への出席状況です。



所有する当社の株式の数

240,886株

1

みや はら ひろ あき
宮原 博昭

(1959年7月8日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年9月 当社（旧 株式会社学習研究社）入社
 2003年12月 当社 学研教室事業部長
 2007年4月 当社 執行役員 第四教育事業本部長、学研教室事業部長
 2009年6月 当社 取締役
 2010年12月 当社 代表取締役社長（現任）
 2016年12月 公益財団法人古岡奨学会 代表理事（現任）
 2021年6月 日販グループホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
 2024年5月 一般社団法人日本雑誌協会 理事長（現任）

(当社における地位・担当)
 代表取締役社長

(重要な兼職の状況)
 公益財団法人古岡奨学会 代表理事
 日販グループホールディングス株式会社
 社外取締役
 一般社団法人日本雑誌協会 理事長

■ 候補者とした理由

宮原博昭氏は、代表取締役社長として当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指した経営戦略を策定しております。また、取締役会議長として、重要事項の議論をリードし、決議に至る役割を果たしております。その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。

2

こ ぱや かわ ひとし
小早川 仁

(1967年8月19日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当社（旧 株式会社学習研究社）入社
 2008年5月 株式会社学研ココファン 代表取締役社長
 2008年5月 株式会社学研ココファンスタッフ（現 株式会社学研インテリジェンス） 代表取締役社長
 2008年5月 株式会社学研ココファン・ナーサリー 代表取締役社長
 2009年5月 株式会社学研ココファンホールディングス 代表取締役社長
 2011年10月 当社 執行役員
 2014年12月 当社 取締役
 2020年12月 当社 常務取締役
 2021年10月 株式会社学研ココファン 代表取締役CEO（現任）
 2024年12月 当社 取締役常務執行役員（現任）

(当社における地位・担当)
 取締役常務執行役員

(重要な兼職の状況)
 株式会社学研ココファン
 代表取締役CEO



所有する当社の株式の数

64,697株

■ 候補者とした理由

小早川仁氏は、取締役常務執行役員として経営全般、中でも当社の中核事業である医療福祉分野の戦略策定を担当しております。その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数

32,116株

3

やま もと
山本 教雄

(1978年12月21日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年9月 American Life Insurance Company Japan 入社
2006年10月 メディカル・ケア・サービス株式会社 入社
2017年4月 メディカル・ケア・サービス株式会社 代表取締役
社長（現任）
2018年11月 株式会社学研ココファンホールディングス 取締役
2020年8月 当社 執行役員
2020年12月 当社 取締役
2021年10月 株式会社学研ココファン 取締役（現任）
2024年12月 当社 取締役上席執行役員（現任）

（当社における地位・担当）
取締役上席執行役員

（重要な兼職の状況）
メディカル・ケア・サービス株式会社
代表取締役社長

■ 候補者とした理由

山本教雄氏は、取締役上席執行役員として医療福祉戦略及び中期経営計画の推進を担当しております。また、メディカル・ケア・サービス株式会社の代表取締役社長として、グループホームを核とした介護福祉事業に携わっております。その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。

4

ほそ や
細谷

ひと し
仁詩

(1986年1月6日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月 JPモルガン証券株式会社 入社
2013年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
2020年1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー
2021年4月 当社 執行役員
2021年12月 株式会社Gakken LEAP 代表取締役CEO（現任）
2022年10月 当社 上席執行役員
2023年7月 株式会社Gakken 取締役
2023年12月 当社 取締役
2024年12月 当社 取締役上席執行役員（現任）
2025年10月 株式会社Gakken 取締役会長（現任）

（当社における地位・担当）
取締役上席執行役員
経営戦略本部長

（重要な兼職の状況）
株式会社Gakken LEAP
代表取締役CEO

所有する当社の株式の数

22,641株

■ 候補者とした理由

細谷仁詩氏は、取締役上席執行役員経営戦略本部長として経営戦略・DX戦略及び中期経営計画の推進を担当しております。また、株式会社Gakken LEAPの代表取締役CEOとして、当社グループ全体のDX推進を担当しております。その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
26,320株

5

もも た
百田 顕児
(1973年11月22日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年10月 株式会社三菱総合研究所 入所
2004年4月 アイ・シー・ネット株式会社 入社
2018年10月 アイ・シー・ネット株式会社 副社長
2019年4月 アイ・シー・ネット株式会社 代表取締役
社長 (現任)
2020年8月 当社 執行役員
2020年12月 当社 取締役
2024年12月 当社 取締役上席執行役員 (現任)

(当社における地位・担当)
取締役上席執行役員
グローバル事業本部長
(重要な兼職の状況)
アイ・シー・ネット株式会社 代表取締役社長

■ 候補者とした理由

百田顕児氏は、取締役上席執行役員グローバル事業本部長としてグローバル戦略の策定を担当しております。また、アイ・シー・ネット株式会社の代表取締役社長として、新興国等の社会問題の解決に携わっております。その経験、見識を活かすべく、継続して取締役候補者といたしました。

6

やま だ
山田 徳昭
(1965年3月15日生)

再任 社外 独立



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 中央監査法人入所
1993年3月 公認会計士登録
1997年7月 公認会計士山田徳昭事務所設立
2003年1月 クリフィックス税理士法人設立 代表社員
(現任)
2004年2月 株式会社クリフィックス・コンサルティング
代表取締役社長 (現任)
2007年6月 当社 社外監査役
2010年12月 当社 社外取締役 (現任)
2015年9月 株式会社クリフィックスFAS 代表取締役社長
(現任)

(当社における地位・担当)
社外取締役

(重要な兼職の状況)
クリフィックス税理士法人 代表社員
株式会社クリフィックス・コンサルティング
代表取締役社長
株式会社クリフィックスFAS
代表取締役社長

所有する当社の株式の数
一株

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田徳昭氏は、1997年に公認会計士事務所を設立して以来、大手企業をはじめ中堅・中小企業等100社を超える法人の経営全般にわたる指導に従事するとともに、自らも会社経営に携わっております。さらに、2007年6月に当社監査役に就任しており、当社グループを熟知しております。過去の経験を活かし、当社グループの経営全般にわたり監視していただくとともに、財務・経営体質の健全な発展のための有効な助言を期待し、継続して社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。



所有する当社の株式の数

一株

7

い よく み わ こ
伊能 美和子 (1964年10月11日生)

再任 社外 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 日本電信電話株式会社 入社
2012年7月 株式会社NTTドコモ 転籍
2015年8月 株式会社ドコモgacco 代表取締役社長
2017年7月 タワーレコード株式会社 代表取締役副社長
2020年1月 TEPCOライフサービス株式会社 取締役
2020年6月 株式会社タカラトミー 社外取締役（現任）
2020年12月 当社 社外取締役（現任）
2022年2月 株式会社Yokogushist 代表取締役（現任）
2022年3月 株式会社ギフティ 社外取締役（現任）
2023年8月 ビーウィズ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年6月 株式会社久世 社外取締役（現任）

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊能美和子氏は、企業内起業家として、メディアコンテンツ領域の新事業開発に従事し、その豊富な経験と知識から、メディア関連事業への有益な助言をいただいております。当社グループの事業全般について、中立的・専門的な見地からの有効な助言を期待し、継続して社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式の数は、学研グループの役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 当社は、山田徳昭及び伊能美和子（戸籍上の氏名：近藤美和子）の各氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、第三者訴訟等の損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 山田徳昭及び伊能美和子の各氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、社外取締役候補者各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定です。

(当社における地位・担当)
社外取締役

(重要な兼職の状況)
株式会社タカラトミー 社外取締役
株式会社Yokogushist 代表取締役
株式会社ギフティ 社外取締役
ビーウィズ株式会社 社外取締役
(監査等委員)
株式会社久世 社外取締役

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位・担当		
1	安 達 快 伸	新任		取締役上席執行役員 コーポレート本部長
2	山 田 敏 章	新任	社外	独立
3	松 浦 龍 人	新任	社外	独立



1 安達 快伸 (1964年6月22日生) **新任**

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年1月 当社(旧 株式会社学習研究社)入社
2009年10月 株式会社学研ビジネスサポート(現 株式会社学研プロダクツサポート) 取締役
2015年10月 当社 財務戦略室長
2015年12月 当社 執行役員 財務戦略室長
2020年8月 当社 上席執行役員 財務戦略室長
2020年12月 当社 取締役
2021年3月 株式会社学研プロダクツサポート 代表取締役社長
2023年10月 株式会社学研プロダクツサポート 代表取締役会長
2024年12月 当社 取締役上席執行役員(現任)

(当社における地位・担当)
取締役上席執行役員
コーポレート本部長

所有する当社の株式の数

36,427株

■ 候補者とした理由

安達快伸氏は、取締役上席執行役員コーポレート本部長としてコーポレート戦略の策定を担当しております。その経験、見識を活かすべく、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。



2

やま だ
山田 とし あき
敏章

(1961年4月9日生)

新任 社外 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
石井法律事務所 入所
1998年4月 同法律事務所 パートナー（現任）
2015年12月 当社 社外監査役（現任）
2016年5月 株式会社マックハウス（現 株式会社ジーイエット）
社外取締役

(当社における地位・担当)
社外監査役

(重要な兼職の状況)
石井法律事務所 パートナー

所有する当社の株式の数

一株

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田敏章氏は、弁護士としての専門的な知識と企業法務に関する豊富な経験を有しております。また、2015年12月に当社社外監査役に就任して以来、当社経営全般の監視をし、当社グループのコンプライアンスと企業統治の健全な発展のための有効な助言をいただいております。これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

3

まつ うら
松浦 竜人

(1971年2月11日生)

新任 社外 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2001年1月 金融庁 入庁
2001年4月 公認会計士登録
2012年7月 有限責任監査法人トーマツ パートナー
2020年10月 かなで監査法人設立 理事 パートナー（現任）
2022年12月 当社 社外監査役（現任）
2024年5月 株式会社つなぐ 社外監査役（現任）

(当社における地位・担当)
社外監査役

(重要な兼職の状況)
かなで監査法人 理事 パートナー
株式会社つなぐ 社外監査役



所有する当社の株式の数

一株

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

松浦竜人氏は、公認会計士として財務及び会計並びに会社の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。また、2022年12月に当社社外監査役に就任して以来、内部統制高度化助言業務、事業計画策定助言業務等、多数のアドバイザリー業務の経験を生かした有益な提言、専門的見地からの質の高い監査を行っていただいております。これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式の数は、学研グループの役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 当社は、山田敏章及び松浦竜人の各氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、各氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、第三者訴訟等の損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 山田敏章及び松浦竜人の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
6. 当社は、監査等委員である社外取締役候補者各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出でおり、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定です。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



い よく
み わ こ
伊能 美和子 (1964年10月11日生)

社外 独立

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊能美和子氏は、企業内起業家として、メディアコンテンツ領域の新事業開発に従事し、その豊富な経験と知識から、メディア関連事業への有益な助言をいたしております。また、複数の上場会社の社外取締役を務め、コーポレートガバナンス等に関する広範な知識を有しております。これらの経験や知識を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

所有する当社の株式の数

一株

(注) 1. 伊能美和子（戸籍上の氏名：近藤美和子）氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

2. 伊能美和子氏は、本総会第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員でない取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。

3. 上記のほか、伊能美和子氏の略歴その他株主総会参考書類記載事項等については、17頁のとおりです。また、独立役員としての届出、責任限定契約及び役員等賠償責任保険契約については、監査等委員である取締役に就任後も、同様とする予定です。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定及び 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に 対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において年額6億円以内（うち社外取締役は6千万円以内）とご承認いただいております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額の決定及び取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定につきまして、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項は事業報告39頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はございません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬、業績運動報酬及び株式報酬を支給するものであり、また、その内容は第74回定時株主総会においてご承認いただいた内容と実質的に同一であることから、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. 取締役の報酬額決定

取締役報酬等の額につきましては、今後の取締役の役割・責任に見合った報酬とすることを勘案して、下記2. の譲渡制限付株式付与のための報酬を含め1事業年度あたり従来の取締役の報酬限度額と同額の6億円以内（うち社外取締役分は6千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

2. 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記1. の報酬枠の枠内で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給させていただきたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、1事業年度あたり1億円以内といたします。また、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、1事業年度あたり20万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式

併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。) といたします。各対象取締役への具体的な配分その他の譲渡制限付株式の内容につきましては、ご承認いただいた範囲内にて取締役会において決定することといたします。

なお、株式報酬としての譲渡制限付株式の内容等は、以下のとおりです。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が役務提供期間中に継続して上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額8千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

株主総会参考書類

当社では取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役が備えるべき専門知識や経験などについて、企業経営の基本スキルである「企業経営」「財務・会計」「法務・コンプライアンス・ガバナンス」、当社の事業基軸である「教育事業」「医療福祉事業」「イノベーション（DX・BX）」「グローバル」、持続可能な社会の実現や発展のために必要不可欠な「サステナビリティ（環境・人権）」「人事・人材開発・D&I」を必要なスキルセットとしております。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、新体制における取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位 (予定)	企業経営	教育事業	医療福祉 事業	イノベーション (DX・BX)	グローバル	財務・ 会計	法務・ コンプライアンス・ ガバナンス	サステナビリティ (環境・人権)	人事・ 人材開発・ D&I
宮原博昭	代表取締役社長	○	○	○	○			○	○	
小早川仁	取締役 専務執行役員	○		○	○			○	○	
山本教雄	取締役 常務執行役員	○		○	○	○			○	
細谷仁詩	取締役 常務執行役員	○	○		○	○	○			
百田頼児	取締役 上席執行役員	○	○		○	○			○	
山田徳昭	社外取締役	○	○	○	○		○			
伊能美和子	社外取締役		○	○	○			○	○	
安達快伸	取締役 (監査等委員)	○	○				○	○		○
山田敏章	社外取締役 (監査等委員)		○	○		○		○	○	
松浦竜人	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○			○			○

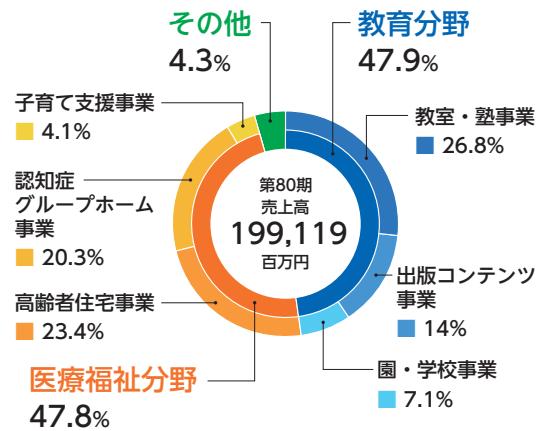
以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

売上高	営業利益
199,119 百万円 (前年同期比 7.3%増)	8,237 百万円 (前年同期比 19.7%増)
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
7,810 百万円 (前年同期比 13.1%増)	3,578 百万円 (前年同期比 58.3%増)



国内経済は、日経平均株価の最高値更新などを背景に、緩やかな回復基調にあります。

一方で、実質賃金は減少基調で、生活必需品価格や金利の上昇が家計を圧迫しており、消費者の節約志向は依然として根強く続いております。その結果、企業においては単純な価格転嫁は難しく、高付加価値商材や差別化されたサービスを通じて収益性を確保する必要性が一段と高まっております。

教育分野では、高等学校等就学支援金の拡充や、大学入試における学校推薦型・総合型選抜の拡大など、公的支援と入試制度改革が進展しております。また、社会人を対象としたリカレント教育・リスクリソース関連の補助金制度が拡充され、幅広い世代において学び直しの需要が拡大しております。一方で、義務教育段階では、不登校児の増加や地域や所得による教育機会の差への関心が高まっており、行政・民間の双方で学習支援やデジタル教材の活用による教育機会拡充が進められております。

介護・医療サービス分野では、高齢化の進行に伴い需要が一層拡大しておりますが、人材確保は引き続き困難な状況にあります。加えて、食材費や建築費などのコスト上昇が経営を圧迫しており、多くの事業者で効率的な運営体制の構築が課題となっております。このような環境下で、介護保険制度や行政サービスの枠を超えて、企業や民間事業者が提供する新たな介護支援・見守りサービスなど、多様なソリューションが拡がりつつあります。

上述のような市況において、当連結会計年度の連結業績は、売上高199,119百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益8,237百万円（前年同期比19.7%増）、経常利益7,810百万円（前年同期比13.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,578百万円（前年同期比58.3%増）となりました。

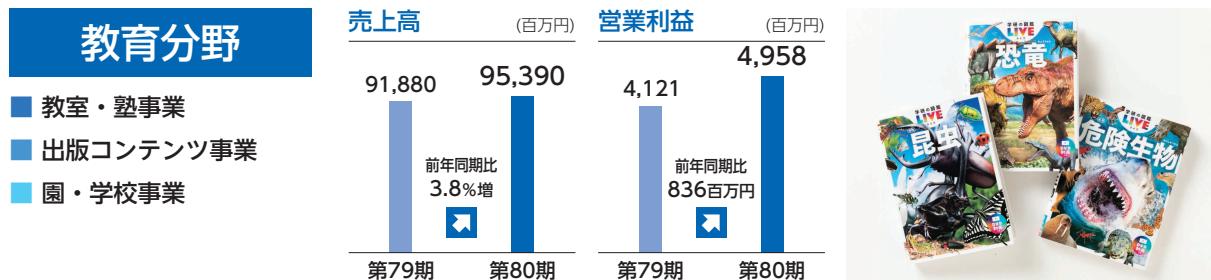
売上高については、医療福祉分野における施設増と入居率を高位維持できたこと、またDTP Education Solutions JSC（以下「DTP社」）、及び株式会社桐原書店の連結子会社化、出版事業、語学事業の事業規模拡大が寄与し前年同期比13,552百万円の増収となりました。

営業利益については、教育分野における価格改定とコスト削減効果によって増益となり、医療福祉分野も価格改定効果によって下期に業績を回復することで増益を果たし、全体では前年同期比1,357百万円の増益となりました。

経常利益は、持分法による投資損益の減少はあったものの、営業利益の増益により、前年同期比907百万円の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、事業ポートフォリオ転換を進める中で減損処理を実施しましたが、前年第1四半期に計上した株式売却損が無くなことと、DTP社の連結化に伴う段階取得差益の計上に加え、資本効率の向上を目的とした政策保有株式の売却益により、前年同期比1,317百万円の増益となりました。

次に、事業の報告セグメント別の状況をご報告申しあげます。



■ 教室・塾事業

売上高は、2024年10月に株式会社講談社パルが運営する「講談社こども教室」を事業承継して設立した株式会社学研Linkを当期に連結したことにより、中学教科書改訂による塾向け参考書の販売増加、株式会社市進ホールディングスの業績好調により、全体として増収となりました。

営業利益は、教室事業において2025年4月に実施した月謝改定の効果、及びコスト効率改善活動の寄与、塾向け参考書の伸長が貢献し、増益となりました。

■ 出版コンテンツ事業

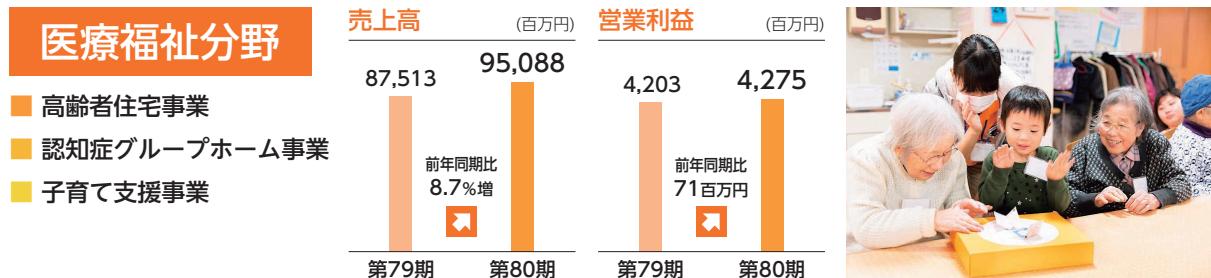
売上高は、出版事業において、高校学参書、語学書、実用書が好調を維持できることに加え、語学・社会人教育事業において、オンライン英会話「Kimini」の受講者数と看護師向けeラーニングにおける契約病院数がそれぞれ堅調に推移したことから、全体として増収となりました。

営業利益は、出版事業において、既刊学習参考書の価格改定や実用書ヒット本増刷に加え、語学・社会人教育事業における利益率の高いデジタルコンテンツ事業の拡大によって増益となりました。

■ 園・学校事業

売上高は、学校事業において、株式会社桐原書店のグループインの貢献により増収となりました。園事業において、国内の幼稚園・保育所数及び園児数の減少に伴い減収となり、全体として減収となりました。

営業利益は、園事業における継続的なコスト削減努力によって営業利益黒字を確保したものの、学校事業において昨年度の小学校向け教科書改訂に伴う伸長の反動減により減益となりました。



■ 高齢者住宅事業

売上高は、新規開設数の増加、入居率の高位安定により増収となりました。高騰する建設コストの中でも当期16棟の新規開設と2棟の事業承継を実施し、1棟当たりの室数を増加させることで収益性を確保しつつ、需要の高まりに応じた拠点展開を着実に推進しております。

営業利益は、食材費や水道光熱費をはじめとする物価高騰や人件費上昇の影響を受けたものの、2025年3月に実施した価格改定及び業務効率化によるコスト削減効果により増益となりました。

■ 認知症グループホーム事業

当期2棟の新規開設と10棟の事業承継を行い、建築コストの高騰により新規開設が難しい環境下においても順調に拠点数を拡大しております。売上高は、拠点数の増加に加え、入居率を高い水準で維持できたことにより、引き続き増収となりました。

営業利益は、水道光熱費や食材費等の高騰の影響を受けながらも、2025年2月より原価上昇分の価格改定を段階的に進めたこと、加えて全社的なコスト削減施策の効果によって増益となりました。

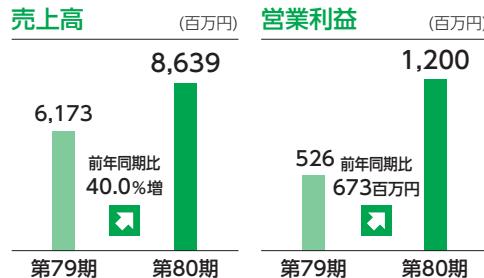
■ 子育て支援事業

当期は10施設の学童及び児童発達支援施設を新規開設し、首都圏を中心に共働き世帯や個別支援を必要とする世帯のニーズに応えて施設展開を推進しております。

売上高は、学童及び児童発達支援施設の新規開設、並びに保育園の定員充足率が引き続き高水準を維持したことが寄与し、増収となりました。

営業利益は、園児数の増加に加え、運営効率化施策の推進などにより、増益となりました。

その他



その他事業では、グローバル事業においてDTP社を連結子会社化したことにより、増収となりました。

営業利益は、DTP社の増収効果がグローバル事業の収益基盤を支えたことで当該領域の強化施策を着実に展開できるようになり、増益に転じました。

(報告セグメント別売上高)

事業分野	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
教育分野	95,390	47.9	103.8
医療福祉分野	95,088	47.8	108.7
その他	8,639	4.3	140.0
合計	199,119	100.0	107.3

② 設備投資等の状況

当期に実施しました設備投資の主なものは、医療福祉分野におけるサービス付き高齢者向け住宅施設等の取得及び建設資金等（6億6千5百万円）です。

③ 資金調達の状況

2025年3月に無担保社債70億円及び2025年7月に長期借入金40億円を調達し、株式取得及び長期資金に借り換えしております。

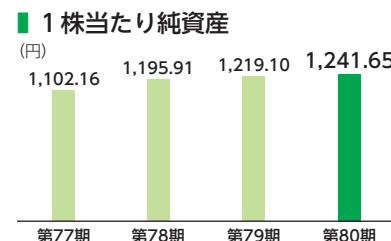
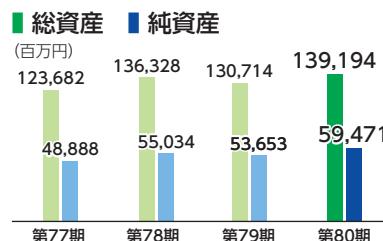
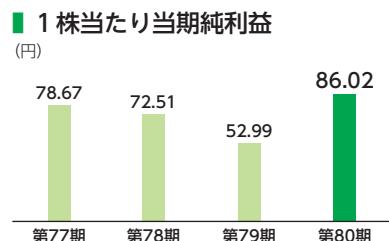
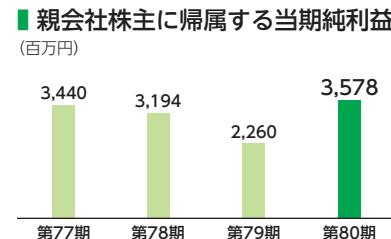
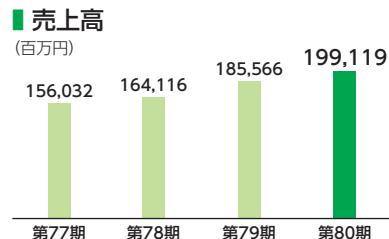
④ 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

- i. 2024年10月に、当社子会社である株式会社学研エデュケーションは、株式会社学研Linkの株式を取得しました。
- ii. 2024年10月に、当社は、DTP Education Solutions JSCの株式を追加取得しました。
- iii. 2024年11月～2025年3月に、当社は、株式会社レアジョブの株式を取得しました。
- iv. 2025年7月に、当社は、Quang Ich Technology Group JSCの株式を取得しました。

(2) 財産及び損益の状況

区分		第77期 (2021/10~2022/9)	第78期 (2022/10~2023/9)	第79期 (2023/10~2024/9)	第80期 (2024/10~2025/9)
売上高	(百万円)	156,032	164,116	185,566	199,119
経常利益	(百万円)	6,929	6,477	6,903	7,810
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,440	3,194	2,260	3,578
1株当たり当期純利益	(円)	78.67	72.51	52.99	86.02
総資産	(百万円)	123,682	136,328	130,714	139,194
純資産	(百万円)	48,888	55,034	53,653	59,471
1株当たり純資産	(円)	1,102.16	1,195.91	1,219.10	1,241.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算出上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において設定した「野村信託銀行株式会社（学研従業員持株会専用信託口）」が保有する当社株式を含めております。



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社市進ホールディングス	1,476	48.5	教育分野
株式会社学研教育ホールディングス	10	100.0	教育分野
株式会社学研エデュケーション	50	※100.0	教育分野
株式会社学研エル・スタッフィング	35	※100.0	教育分野
株式会社学研スタディ工	89	※100.0	教育分野
株式会社創造学園	10	※100.0	教育分野
株式会社早稻田スクール	100	※100.0	教育分野
株式会社イング	100	※100.0	教育分野
株式会社全教研	100	※100.0	教育分野
株式会社文理学院	16	※100.0	教育分野
株式会社文理	64	100.0	教育分野
株式会社Gakken	50	100.0	教育分野
株式会社地球の歩き方	5	※100.0	教育分野
株式会社桐原書店	96	※76.3	教育分野
株式会社学研メディカルサポート	49	100.0	教育分野
株式会社Glats	60	100.0	教育分野
株式会社Gakken SEED	99	100.0	教育分野
株式会社学研ココファン	90	100.0	医療福祉分野
株式会社学研ココファン・ナーサリー	90	※100.0	医療福祉分野
株式会社グランユニライフケアサービス	50	※100.0	医療福祉分野
メディカル・ケア・サービス株式会社	100	99.3	医療福祉分野
株式会社学研ロジスティクス	100	100.0	その他
株式会社学研プロダクツサポート	30	100.0	その他
アイ・シー・ネット株式会社	70	100.0	その他
DTP Education Solutions JSC	247,168 百万VND	45.2	その他

- (注) 1. 連結子会社は、上記の重要な子会社25社を含め82社であります。
2. ※印の議決権比率は、間接保有によるものです。
3. 2024年10月に、株式会社学研エリアマーケットは、株式会社Gakkenの一部事業を吸収合併し、株式会社Gakken SEEDに商号変更しました。
4. 2024年12月に、株式会社学研塾ホールディングスは、株式会社学研教育ホールディングスに商号変更しました。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業価値の最大化のため、資本コストや株価向上・株主還元を意識した経営の実現に向けて、以下の4施策を実施いたします。

①成長戦略の着実な実行

2030年の目指すポートフォリオの実現に向け、グローバル事業、リカレント・リスキリング領域、メデイカル/ウェルネス事業への戦略領域拡大に積極投資いたします。また、収益性を高めるために高付加価値サービスの拡大やLTV最大化、コスト効率の改善にも取組んでまいります。

②資本効率向上

投資意思決定プロセスの精緻化と不採算事業のモニタリング強化により、事業ポートフォリオの最適化を推進いたします。また、政策保有株式の圧縮、余剰資産の売却によってキャッシュ創出・債務削減を実行して資本効率と財務健全性を高め、ROE8%を目指します。

③株主還元

株主資本配当率(DOE)2.5%を目指し、安定的かつ持続的な株主還元を実施いたします。

④ガバナンスの強化

グループのガバナンス強化、意思決定の迅速化などを目的に、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

新中期経営計画「Gakken2027」の1年目である2026年9月期には売上高2,050億円、営業利益85億円、EBITDA135億円、親会社株主に帰属する当期純利益40億円を目指します。



2030 Vision達成に向けた事業・財務・組織の価値向上

事業

高収益率を生み出す
ビジネスモデルの構築

財務

資本効率の向上と
財務健全性の維持

組織力

コーポレートサステナビリティの進化:
ガバナンス強化と
ダイバーシティ&インクルージョン推進

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業分野の分類と主な事業内容は、以下のとおりです。

事業分野	主な事業内容
教室・塾事業	幼児から中学生(主に小学生)を対象とした教室の運営
	小学生から高校生を対象とした進学塾の運営
	塾向け教材、アセスメント等の出版・販売事業
教育分野 出版コンテンツ事業	販売会社・書店ルートにおける出版物の発行・販売
	看護師向け研修用eラーニングの運営
	オンライン英会話サービスの運営
	体験型英語学習施設の運営
園・学校事業	企業向け研修コンテンツ、サービスの販売
	幼保園等向けの出版物や保育用品、備品遊具、先生向けアパレル等の仕入・企画・製作・販売、施設及び施設設備の設計
	教科書、教師用指導書、副読本、デジタル教材、特別支援教材や小論文添削サービスの企画・製作・販売
医療福祉 分野	サービス付き高齢者向け住宅を中心とした介護サービス拠点の企画・開発・運営
	認知症グループホーム 認知症グループホームを中心とした介護サービス拠点の企画・開発・運営
子育て支援事業	保育園・こども園・学童施設等の開発・運営

(6) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

事業所名	所在地
本社 (学研ビル)	東京都品川区西五反田二丁目11番8号
所沢総合センター	埼玉県入間郡三芳町大字上富字中東279-1

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
教育分野	3,272名	123名減
医療福祉分野	5,818名	66名増
その他	945名	566名増
全社 (共通)	85名	18名増
合計	10,120名	527名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 2. 嘱託、臨時従業員の人数は含んでおりません。
 3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名	18名増	44.3歳	11.7年

- (注) 1. 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含んでおります。
 2. 嘱託、臨時従業員の人数は含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	166億37百万円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 159,665,600株
② 発行済株式の総数 44,633,232株
(自己株式3,217,142株を含む)

- ③ 株主数 32,379名

④ 大株主 (上位10名)

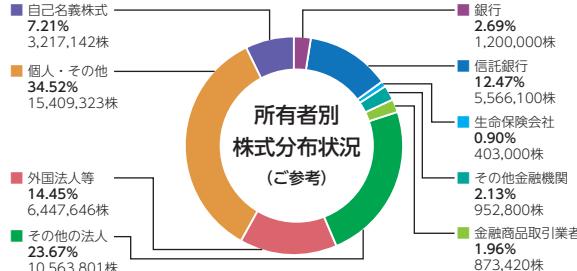
株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
公益財団法人古岡奨学会	55,553	13.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,508	10.98
学研従業員持株会	12,144	2.93
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	12,023	2.90
株式会社三井住友銀行	12,000	2.89
株式会社河合楽器製作所	9,940	2.40
株式会社日本政策投資銀行	9,480	2.28
学研ビジネスパートナー持株会	9,131	2.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,933	1.91
株式会社広済堂ホールディングス	6,892	1.66

(注) 上記の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「(2) 会社役員の状況 ④会社役員の報酬に関する事項 ii. 取締役及び監査役の報酬等取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	98,789	8



⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
宮 原 博 昭	代表取締役社長	公益財団法人古岡獎学会 代表理事 日販グループホールディングス株式会社 社外取締役 一般社団法人日本雑誌協会 理事長
福 住 一 彦	取締役副社長	株式会社市進ホールディングス 代表取締役社長
小早川 仁	取締役常務執行役員	株式会社学研ココファン 代表取締役CEO
安 達 快 伸	取締役上席執行役員 コーポレート本部長	株式会社学研プロダクツサポート 代表取締役会長
五郎丸 徹	取締役上席執行役員	株式会社桐原書店 代表取締役会長 株式会社Gakken SEED 代表取締役会長
百 田 顕 児	取締役上席執行役員 グローバル事業本部長	アイ・シー・ネット株式会社 代表取締役社長
山 本 教 雄	取締役上席執行役員	メディカル・ケア・サービス株式会社 代表取締役社長
細 谷 仁 詩	取締役上席執行役員 経営戦略本部長	株式会社Gakken LEAP 代表取締役CEO
山 田 徳 昭	社外取締役	公認会計士・税理士 クリフィックス税理士法人 代表社員 株式会社クリフィックス・コンサルティング 代表取締役社長 株式会社クリフィックスFAS 代表取締役社長
城 戸 真亜子	社外取締役	学研・城戸真亜子アートスクール 主宰 中部国際空港株式会社 社外取締役 学校法人田中千代学園 評議委員 株式会社ダイドーリミテッド 社外取締役
伊 能 美和子	社外取締役	株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社Yokogushist 代表取締役 株式会社ギフティ 社外取締役 ビーウィズ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社久世 社外取締役
Caroline F. Benton	社外取締役	国立大学法人筑波大学 学長補佐・ビジネスサイエンス系教授 株式会社タウンズ 社外監査役 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 理事（非常勤）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小田耕太郎	常勤監査役	
藤島拓也	常勤監査役	
山田敏章	社外監査役	弁護士 石井法律事務所 パートナー
松浦竜人	社外監査役	公認会計士 かなで監査法人 理事 パートナー 株式会社つなぐ 社外監査役

- (注) 1. 藤島拓也氏は、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
 2. 監査役景山美昭氏は、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 3. 社外監査役松浦竜人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役山田徳昭、城戸真亜子、伊能美和子及びCaroline F. Bentonの各氏並びに社外監査役山田敏章及び松浦竜人の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 取締役上席執行役員安達快伸氏は、2025年9月30日付で株式会社学研プロダクツサポート代表取締役会長を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項の定める限度まで限定する契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の状況

当社は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、株主代表訴訟、第三者訴訟等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④ 会社役員の報酬に関する事項

i. 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の内容(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	598 (43)	352 (43)	146	99	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	69 (21)	69 (21)	—	—	5 (2)
合計	667	422	146	99	17

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬を含め1事業年度当たり6億円以内（うち社外取締役60百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第57回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

ii. 取締役及び監査役の報酬等 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 業務執行取締役の報酬に関する基本方針

当社は、取締役会において、業務執行取締役の報酬額の算定基準について次の3つの視点から基本方針を策定し、決定しております。

- i 当社のグループ理念は、「すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」であり、業務執行取締役は、率先垂範してこのグループ理念を実現する責務を負っております。
このことから、業務執行取締役の報酬については、優秀な人材を今後とも確保するためにふさわしい水準とすべきであり、目標達成のための動機付けとなるものでなくてはならないと考えております。
- ii 当社は、顧客、株主、従業員等のステークホルダーの期待に応え、社会から信頼される企業であり続けなければならず、「人の可能性をどこまでも追求する会社へ」をAspiration（大志）としております。
このことから、業務執行取締役の報酬については、ステークホルダーに配慮したものであり、中長期の視点を反映したものでなければならないと考えております。
- iii 当社は、コンプライアンス経営を推進しております。
このことから、業務執行取締役の報酬については、客観的なデータに基づくモニタリングの継続実施や定量的な枠組みの導入により透明性を確保しなければならないと考えております。

b. 業務執行取締役の報酬の具体的な内容

上記の基本方針に基づき、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の3種類をもつて構成し、業績連動報酬及び株式報酬の導入により業績連動の比率を高めることとし、それぞれの詳細は次のとおりです。

まず、基本報酬については、役位を基本とする月額報酬であり、その水準は、他社の水準、並びに当社の従業員給与及び執行役員報酬等を参考にして決定いたします。なお、基本報酬の個別の支給額決定に際しては、毎年査定を行い、指名・報酬諮問委員会に諮問し、審議の結果の答申を尊重して決定いたします。

次に、業績連動報酬については、事前に目標を設定し、達成度に応じた報酬を支給する制度であります。業績連動報酬は、財務指標と非財務指標との二つの指標に基づく評価により構成されます。

まず財務指標に基づく評価にあたって採用する目標は、経営結果の最も基本となるとの理由から連結売上高と、効率的な経営結果の最も基本となるとの理由から連結営業利益率を、さらに企業価値向上を図るうえで最も基本となるとの理由から親会社株主に帰属する当期純利益を重要な経営指標としたうえで、各指標の

目標を事前に設定し、これらの各指標を達成した場合をそれぞれ100として合算いたします。達成度が前後した場合は、過去10年の標準偏差を参考に0から200まで変動いたします。

また、事前に設定した連結営業利益率の目標が3%未満であっても、同目標を3%として適用いたします。財務指標に基づく業績連動報酬額は、連結売上高、連結営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益について、業績達成度が100の場合は、それぞれ年間基本報酬額の15%、9%、6%（各指標が100の場合は年間基本報酬額の30%）とし、業績達成度が200を超過した場合でも年間基本報酬額の30%、18%、12%（各指標が200を超過した場合は年間基本報酬額の60%）を上限といたします。

次に非財務指標に基づく業績連動報酬は、業務執行取締役が期首に目標管理シート（非財務評価）に目標を設定し、当該目標の達成度合に対する期末に行う評価に基づきます。業務執行取締役は、期首に、サステナビリティ・マネジメントシステムのトップマネジメントコミットメントに基づいた目標設定を行い、代表取締役社長との協議のうえで、その内容を決定いたします。期末の評価は、設定した目標についてその達成度合を取締役がレビューし、それに基づき代表取締役社長が行います。

非財務指標に基づく業績連動報酬額は、年間基本報酬額の10%に相当する金額に上記評価を乗じた金額といたします。

以上の財務指標及び非財務指標に基づき算定した報酬額をもとに、業績連動報酬の個別の支給額決定については査定を行い、指名・報酬諮問委員会に諮問し、審議の結果の答申を尊重して決定いたします。

なお、業績連動報酬の支給は、剰余金の配当の実施及び連結営業損益において利益計上を果たすことを必須条件としております。

最後に、株式報酬としての譲渡制限付株式の内容等は、当社の事業環境、業績、株価推移その他の事情を勘案して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するように、当社の指名・報酬諮問委員会への諮問等、客觀性、透明性を担保した手続を経て、株主総会にてご承認いただいた範囲内にて、付与の都度、取締役会において決議いたします。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、1事業年度あたり1億円以内といたします（2019年12月20日開催の第74回定期株主総会において決議。当時対象業務執行取締役7名）。

対象業務執行取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象業務執行取締役に特に有利にならない範囲において取締役会にて決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象業務執行取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

c. 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしますが、優秀な人材を確保するためにふさわしい水準にいたします。

d. 監査役の報酬

業務執行から独立の立場である監査役の報酬については、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された限度内において、各監査役の職務・職責に応じ、監査役の協議により決定しております。

e. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において年額6億円以内（うち社外取締役は6千万円以内）と決議しております（同日付取締役は合計9名、うち社外取締役2名）。

監査役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第57回定時株主総会において月額6百万円以内と決議しております（同日付監査役は4名）。

当事業年度末日現在において、これらの支給枠に基づく報酬の支給対象となる役員は、取締役12名、監査役4名であります。

f. 当事業年度の業績連動報酬に係る指標に関する事項

当事業年度の業績連動報酬に係る指標の目標は、連結売上高2,000億円、連結営業利益率3.50%、親会社株主に帰属する当期純利益35億円であり、実績は、連結売上高1,991億19百万円、連結営業利益率4.14%、親会社株主に帰属する当期純利益35億78百万円となりました。

g. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

取締役の報酬等の額について、その決定プロセスの客觀性、透明性を担保した手続きを経るため、代表取締役社長、社外取締役、社外監査役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役報酬の決定方針及び当該方針に基づく各取締役の報酬等の額に関する全ての事項については、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえたうえで、最終決定権限を有する取締役会の決議により定めることとしております。なお、報酬の検討に際しては、外部コンサルタントの報酬データベースに登録し、そのデータを活用して規模の水準を考慮しながら決定していくプロセスを継続しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会の活動については、5回開催し、業務執行取締役の評価基準書、基本報酬額、業績連動報酬額、取締役候補者の指名、代表取締役社長の後継者像等に関する審議、答申を行っております。

h. 役員の報酬等の額の決定過程における当社の取締役会の活動内容

取締役会は、前述の基本方針に基づき取締役の報酬は決定されるべきものと考えており、その内容は取締役会及び指名・報酬諮問委員会で共有しております。当事業年度における取締役の報酬等の額の決定については、対象となる業務執行取締役全員に対して自己評価の提出を求め、それに取締役会としての会社業績や

個別評価を加味して指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会において、各取締役の役割と責任、当社グループの戦略策定と統制への貢献度等の評価が行われ、その結果の答申を受けたうえで、さらに同委員会の委員でもあり、当社経営の最高責任者として全社的な見地から各取締役の担当業務や職責等の評価の判断を行うに最も適していると判断し、代表取締役社長宮原博昭氏に委任することを決議しております。このように、取締役会は、取締役個別の報酬等の内容が係る基本方針に沿うものであると判断し、同氏が取締役個別の報酬額を決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	当社と兼職先との関係
社外取締役	山 田 徳 昭	クリフィックス税理士法人 代表社員 株式会社クリフィックス・コンサルティング 代表取締役社長 株式会社クリフィックスFAS 代表取締役社長	いずれも特別の関係はありません。
社外取締役	城 戸 真亜子	学研・城戸真亜子アートスクール 主宰 中部国際空港株式会社 社外取締役 学校法人田中千代学園 評議委員 株式会社ダイドーリミテッド 社外取締役	いずれも特別の関係はありません。
社外取締役	伊 能 美和子	株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社Yokogushist 代表取締役 株式会社ギフティ 社外取締役 ビーウィズ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社久世 社外取締役	いずれも特別の関係はありません。
社外取締役	Caroline F. Benton	国立大学法人筑波大学 学長補佐・ビジネスサイエンス系教授 株式会社タウンズ 社外監査役 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 理事（非常勤）	いずれも特別の関係はありません。
社外監査役	山 田 敏 章	石井法律事務所 パートナー	特別の関係はありません。
社外監査役	松 浦 竜 人	かなで監査法人 理事 パートナー 株式会社つなぐ 社外監査役	いずれも特別の関係はありません。

ii. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

iii. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	山田 徳昭	13回／13回	100%	—	—
	城戸 真亜子	13回／13回	100%	—	—
	伊能 美和子	13回／13回	100%	—	—
社外監査役	Caroline F. Benton	13回／13回	100%	—	—
	山田 敏章	13回／13回	100%	22回／22回	100%
	松浦 竜人	13回／13回	100%	22回／22回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況等

社外取締役山田徳昭氏は、公認会計士・税理士、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、会計、財務、税務面での的確な指摘に加え、当社グループの事業全般につきまして、有益な助言等を積極的に行っております。

社外取締役城戸真亜子氏は、画家として教育活動に関わってきた経験や豊富な知見から、当社の教育事業の諸施策やダイバーシティ推進などについて、有益な助言を行っております。

社外取締役伊能美和子氏は、デジタルメディア関連事業に関する豊富な知識・経験に基づき、当社グループの事業全般について、中立的・専門的な見地からの有益な発言を行っております。

社外取締役Caroline F. Benton氏は、長年にわたる教育業界での経験や、グローバルな活躍で培った知見を活かし、グローバルリーダーシップ、サステナビリティに関し、有益な助言を行っております。

社外監査役山田敏章氏は、弁護士としての専門的見地から、当社におけるコーポレートガバナンスや取締役会の実効性の確保等に関する施策に関して幅広く有益な提言を行い、質の高い監査を行っております。

社外監査役松浦竜人氏は、内部統制高度化助言業務、事業計画策定助言業務等の多数のアドバイザリー業務の経験と知見を生かした有益な提言とあわせて、公認会計士としての専門的見地からの質の高い監査を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	95
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、経理・財務など社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手しました。さらに会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行つております。
2. 当社及び当社子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）3百万円を支払っております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である株式会社市進ホールディングスは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性及び職務の実施に関する体制を特に考慮し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する状況にあると判断した場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、終戦直後の1946年、創業者の「戦後の復興は教育をおいてほかにない」との信念のもと設立されました。以来、「教育」を基軸とし、月刊学習誌『科学』『学習』を中心に多くの人々のご支持を得ながら、多岐にわたる出版事業を手がけ、幼児・小学生・中学生・高校生、そして一般社会人へと対象を広げ、さらには、雑誌・書籍の出版に限ることなく、各種の教材や教具、教室事業、映像製作、文化施設の企画・施工などにも幅広く取組んでまいりました。近年では、少子高齢化社会・女性の社会進出への変化に対応するため、高齢者福祉事業や子育て支援事業への参入も果たすなど、単に短期的利潤の追求に留まらず企業の社会的責務をも重視しつつ

事業展開を図ってまいりました。

そして、創業70有余年、当社グループは、創業精神に裏打ちされたグループ理念（「私たち学研グループは、すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」）を根底に置きながら事業を展開するとともに、多くの顧客・取引先・従業員そして株主の皆様等のステークホルダーとの間に築かれた関係の中で、各種事業の成長を遂げてまいりました。

現在の企業価値は、グループ各社におけるそのような日々の企業活動の結果として生み出されたものであり、様々なステークホルダーへの還元が実行されるに至ったものと認識しております。

このような当社グループの成長過程に鑑み、当社取締役会は、今後将来にわたり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させるためには、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、i. 短期的な視野に偏ることなく、中長期的な視野から経営を行い、適法かつ適正な利益を追求する、ii. 企業の社会的責務を十分に尊重し、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員など全てのステークホルダーとの関係基盤が企業価値を生み出す源泉である、これらの点を十分に理解する者であることが必要不可欠であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上場会社である以上、何人が会社の財務及び事業の方針の決定を支配することを企図した当社の株式の大規模買付行為を行っても、原則として、これを否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値・株主共同の利益を損なう懸念のある場合もあります。

当社は、いわゆる事前警告型の買収防衛策として、2006年3月20日開催の当社取締役会において、大規模買付行為への対応方針及びそれに基づく事前の情報提供に関する一定のルール（大規模買付ルール）を導入し、これについて、同年6月29日開催の第60回定時株主総会において出席された株主の皆様の総議決権数の3分の2を超えるご賛同をいただきました。

その後、株主の皆様のご賛同をいただいたて数度の改正を行いながら2年ごとに大規模買付ルールを継続していましたが、当社を取り巻く経営環境の変化や法改正の動向、並びに機関投資家をはじめとする株主の皆様からのご意見などを踏まえ、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

当社は、大規模買付ルールの有無にかかわらず引き続き中期経営計画の着実な実行を通して経営基盤の強化を進めるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取組み、企業価値の向上を図ってまいります。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記②の取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

i. 当社は、中期経営計画の策定及び実行を通じて、当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。

-
- ii. 当社は、「大規模買付ルール（買収防衛策）」廃止後も、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われる場合には、当該行為を行う者に対して株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令を順守し、当社が定める社内規程にそって、その時点で採用可能かつ適切と考えられる施策を講じてまいります。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的配当による株主への利益還元と成長分野への積極的投資による利益拡大をバランスよく実施し、株主価値の持続的向上を図ることを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。なお、2022年12月23日開催の第77回定時株主総会において、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨の定款変更決議を行っております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり26円（うち中間配当金13円）としております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に有効投資してまいりたいと考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度末	(ご参考) 前連結会計年度末	科 目	当連結会計年度末	(ご参考) 前連結会計年度末
資産の部			負債の部		
流動資産	70,038	63,112	流動負債	40,384	43,187
現金及び預金	22,916	20,385	支払手形及び買掛金	7,080	6,623
受取手形	306	266	短期借入金	2,750	4,447
売掛金	25,736	22,889	1年内償還予定の社債	—	6,000
商品及び製品	10,355	9,245	1年内返済予定の長期借入金	6,828	5,291
販売用不動産	—	837	未払法人税等	2,757	1,542
仕掛品	3,702	2,920	契約負債	3,280	2,857
原材料及び貯蔵品	235	194	賞与引当金	2,726	2,561
その他	6,859	6,405	その他	14,960	13,863
貸倒引当金	△73	△32	固定負債	39,338	33,873
固定資産	69,155	67,602	社債	7,000	—
有形固定資産	16,918	19,953	長期借入金	19,050	21,644
建物及び構築物	23,629	26,873	長期未払金	161	233
機械装置及び運搬具	762	773	長期預り保証金	3,915	3,743
土地	4,835	4,975	退職給付に係る負債	5,207	5,130
建設仮勘定	25	14	繰延税金負債	972	54
その他	8,754	8,147	その他	3,030	3,068
減価償却累計額	△21,087	△20,831	負債合計	79,722	77,061
無形固定資産	19,738	13,314	純資産の部		
のれん	9,628	9,792	株主資本	49,273	48,348
その他	10,109	3,522	資本金	19,817	19,817
投資その他の資産	32,498	34,334	資本剰余金	11,357	12,102
投資有価証券	15,410	17,574	利益剰余金	21,127	18,615
長期貸付金	835	534	自己株式	△3,029	△2,187
繰延税金資産	2,616	2,814	その他の包括利益累計額	2,150	3,125
退職給付に係る資産	3,407	3,383	その他有価証券評価差額金	1,581	1,624
差入保証金	8,230	8,205	繰延ヘッジ損益	1	△0
その他	2,232	2,007	為替換算調整勘定	△342	385
貸倒引当金	△234	△185	退職給付に係る調整累計額	911	1,115
資産合計	139,194	130,714	新株予約権	167	199
			非支配株主持分	7,880	1,980
			純資産合計	59,471	53,653
			負債及び純資産合計	139,194	130,714

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	(ご参考) 前連結会計年度
売上高	199,119	185,566
売上原価	144,166	135,668
売上総利益	54,953	49,897
販売費及び一般管理費	46,715	43,017
営業利益	8,237	6,880
営業外収益		
受取利息	124	32
受取配当金	255	237
持分法による投資利益	—	171
その他	202	283
	582	724
営業外費用		
支払利息	517	326
持分法による投資損失	104	—
為替差損	99	63
その他	288	313
	1,009	702
経常利益	7,810	6,903
特別利益		
固定資産売却益	181	0
投資有価証券売却益	1,794	924
負ののれん発生益	416	—
段階取得に係る差益	480	—
その他	99	123
	2,971	1,048
特別損失		
固定資産除売却損	189	236
減損損失	254	193
投資有価証券売却損	117	1,093
投資有価証券評価損	1,405	713
その他	30	80
	1,997	2,317
税金等調整前当期純利益	8,784	5,634
法人税、住民税及び事業税	4,016	3,047
法人税等調整額	31	△118
当期純利益	4,047	2,928
非支配株主に帰属する当期純利益	4,736	2,706
親会社株主に帰属する当期純利益	1,158	445
	3,578	2,260

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	当事業年度末	(ご参考) 前事業年度末	科 目	当事業年度末	(ご参考) 前事業年度末																																																																																							
資産の部																																																																																												
流動資産	5,106	8,200	流動負債	20,114	24,232																																																																																							
現金及び預金	821	1,642	短期借入金	13,038	13,164																																																																																							
売掛金	138	222	1年内償還予定の社債	—	6,000																																																																																							
短期貸付金	2,518	4,370	1年内返済予定の長期借入金	5,272	3,894																																																																																							
未収入金	1,377	1,684	リース債務	1	—																																																																																							
未収消費税等	5	—	未払金	1,077	475																																																																																							
その他	246	280	未払費用	583	544																																																																																							
固定資産	75,146	69,862	未払法人税等	26	31																																																																																							
有形固定資産	542	553	未払消費税等	—	40																																																																																							
建物	128	143	賞与引当金	77	47																																																																																							
構築物	3	4	その他	36	34																																																																																							
車両運搬具	0	0	固定負債	22,066	16,299																																																																																							
工具、器具及び備品	98	96	社債	7,000	—																																																																																							
土地	308	308	長期借入金	13,811	15,107																																																																																							
リース資産	3	—	リース債務	2	—																																																																																							
無形固定資産	10	29	長期未払金	70	140																																																																																							
ソフトウエア	4	24	長期預り保証金	122	122																																																																																							
その他	6	4	繰延税金負債	1,055	921																																																																																							
投資その他の資産	74,592	69,280	その他	4	7																																																																																							
投資有価証券	6,677	7,666	負債合計	42,180	40,531																																																																																							
関係会社株式	49,535	43,746	純資産の部																																																																																									
長期貸付金	14,551	14,622	長期前払費用	2	1	株主資本	36,387	35,779	前払年金費用	1,762	1,558	資本金	19,817	19,817	差入保証金	2,016	2,036	資本剰余金	15,037	15,049	その他	943	892	資本準備金	6,160	6,160	貸倒引当金	△896	△1,244	その他資本剰余金	8,876	8,888	資産合計	80,252	78,063	利益剰余金	4,566	3,109	(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。			利益準備金	26	26				その他利益剰余金	4,540	3,082				繰越利益剰余金	4,540	3,082				自己株式	△3,034	△2,196				評価・換算差額等	1,517	1,553				その他有価証券評価差額金	1,517	1,553				新株予約権	167	199				純資産合計	38,072	37,532				負債及び純資産合計	80,252	78,063
長期前払費用	2	1	株主資本	36,387	35,779																																																																																							
前払年金費用	1,762	1,558	資本金	19,817	19,817																																																																																							
差入保証金	2,016	2,036	資本剰余金	15,037	15,049																																																																																							
その他	943	892	資本準備金	6,160	6,160																																																																																							
貸倒引当金	△896	△1,244	その他資本剰余金	8,876	8,888																																																																																							
資産合計	80,252	78,063	利益剰余金	4,566	3,109																																																																																							
(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。			利益準備金	26	26																																																																																							
			その他利益剰余金	4,540	3,082																																																																																							
			繰越利益剰余金	4,540	3,082																																																																																							
			自己株式	△3,034	△2,196																																																																																							
			評価・換算差額等	1,517	1,553																																																																																							
			その他有価証券評価差額金	1,517	1,553																																																																																							
			新株予約権	167	199																																																																																							
			純資産合計	38,072	37,532																																																																																							
			負債及び純資産合計	80,252	78,063																																																																																							

損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	当事業年度		(ご参考) 前事業年度	
売上高				
経営管理料収入	2,505		2,343	
不動産賃貸収入	1,287		731	
受取配当金	4,495	8,288	4,744	7,818
売上原価				
不動産賃貸原価	1,131	1,131	490	490
売上総利益		7,157		7,328
販売費及び一般管理費		4,843		4,556
営業利益		2,313		2,771
営業外収益				
受取利息	220		151	
貸倒引当金戻入額	432		50	
その他	17	671	25	227
営業外費用				
支払利息	369		182	
社債利息	85		32	
社債発行費	42		—	
為替差損	88		9	
貸倒引当金繰入額	—		165	
その他	22	608	63	454
経常利益		2,376		2,544
特別利益				
投資有価証券売却益	1,179	1,179	461	461
特別損失				
固定資産除売却損	8		0	
投資有価証券売却損	117		21	
投資有価証券評価損	405		—	
関係会社株式売却損	—		930	
関係会社株式評価損	679	1,211	690	1,642
税引前当期純利益		2,344		1,363
法人税、住民税及び事業税	△268		△570	
法人税等調整額	89	△179	△56	△626
当期純利益		2,523		1,989

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社学研ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員 公認会計士 森田 祥且

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員 公認会計士 齊藤 寛幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社学研ホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社学研ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 祥且
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 寛幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社学研ホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月25日

株式会社学研ホールディングス 監査役会

常勤監査役 小田耕太郎印
常勤監査役 藤島拓也印
社外監査役 山田敏章印
社外監査役 松浦竜人印

以上

第80回定期株主総会会場ご案内図

日時

2025年12月19日（金曜日）午前10時

会場

東京都品川区西五反田八丁目4番13号
五反田JPビルディング3階 シティホール&ギャラリー五反田

交通のご案内

- 1 五反田駅西口（JR山手線、都営地下鉄浅草線）より徒歩5分
- 2 大崎広小路駅（東急池上線）より徒歩1分
- 3 大崎駅西口（JR山手線、湘南新宿ライン）より徒歩7分

*ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。



ご来場に際し、当日の最新の情報に関しましては当社ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申しあげます。

なお、ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。

当社ウェブサイト

<https://ghd.gakken.co.jp/>



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。